

# 通所リハビリテーション

本人との関係	苦情相談の内容	対応結果
家族	私の夫は骨折で入院し医療保険でのリハビリテーションを受けていた。先日、医療保険でのリハビリが終了したため、現在は介護保険で半日のリハビリに通っている。しかし、現在のリハビリは個人用のメニューではなく集団リハビリであるため物足りないと言う。手術後の違和感がまだ残っているのだが、医療保険でリハビリを受けることはもうできないのか。	現在のリハビリテーションが物足りないと感じていることを介護支援専門員に相談するよう伝える。医療保険でのリハビリについては、違和感が続いていることを主治医に相談してみるよう提案した。
本人	私は通所リハビリテーションを利用している。送迎は家の中のどこまで送ってもらえるのか、また規定はあるのか教えてほしい。最近、階段を上ることが難しくなってきたので、介護支援専門員に相談する前に聞きたく。	送迎範囲は、利用者の身体状況や一人暮らしなどの家庭環境等により、居宅内介助の必要性が判断されるので、送迎が玄関先までの方や居宅内までの方など様々であることを説明した。
家族	父親は介護老人保健施設で通所リハビリテーションのサービスを受ける際、重要事項説明書の説明を受けた。今までの重要事項説明書では介護職員数が何名と明記されていたのに、今回は確かな人数が書かれていない。問題ではないのか。	人員基準については、市に確認するよう伝えた。
家族	前回、要介護認定の申請にあたり、主治医意見書を書いてもらった医師から次回の更新時に主治医意見書は書けないと言われた。現在、通っている通所リハビリテーションでリハビリテーションの指示を出している医師に主治医意見書を書いてもらうことはできるのか。	相談者に、通所リハのリハビリの指示を出している医師に定期的に受診しているのか確認すると、通所リハに入るときに一度だけ診察してもらっただけであると言われる。要介護認定の申請では、自分が主治医と考えている医師を申し出ことになっているが、主治医意見書を誰に書いてもらうかについては、介護支援専門員に相談するか、直接、医師に問い合わせるように伝えた。